

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 開催案内

この講習は、機体重量が3 t以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた講習です。

1. 受講資格・免除資格

(1) 受講資格

以下の資格の内、いずれかに該当する者

①建設機械施工技術検定1級(トラクター・ショベル以外)又は2級の4種から6種に合格した者

②大型特殊自動車免許を有する者（免許の条件に限定の無い者）

③大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、
かつ

イ. 3 t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特別教育を修了後、
運転経験が3ヶ月以上ある者

ロ. 3 t未満の車両系建設機械（解体用）の特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者

ハ. 積載量1 t未満の不整地運搬車の特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者

④大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、
かつ

イ. 3 t以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転経験が
昭和49年9月以前に3ヶ月以上ある者

ロ. 3 t以上の車両系建設機械（解体用）の運転経験が平成2年9月以前に3ヶ月以上ある者

ハ. 積載量1 t以上の不整地運搬車の運転経験が平成2年9月以前に3ヶ月以上ある者

⑤不整地運搬車運転技能講習を修了した者

(2) 免除資格

受講資格①に該当する者は、「運転に必要な一般的事項（3時間）」と「関係法令（1時間）」の科目が免除となります。

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
松江 →締切	【学科】 5月1日（水）～5月2日（木）	松江市北陵町1 （テクノアークしまね 大会議室）	60名	4月16日 （火）
	【実技】 5月14日（火）以降の指定する日	出雲市長浜町659-40 （アユミ工業(株) 出雲工場）		
浜田	【学科】 6月4日（火）～6月5日（水）	浜田市原井町908-28 （浜田建設会館）	40名	5月21日 （火）
	【実技】 6月10日（月）以降の指定する日	浜田市周布町1066-13 （(株)ライト本社実習場）		
出雲	【学科】 9月25日（水）～9月26日（木）	出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館）	60名	9月9日 （月）
	【実技】 10月1日（火）以降の指定する日	出雲市長浜町659-40 （アユミ工業(株) 出雲工場）		

※実技講習は1日あたり20名までとし、数日間に分けて実施します。

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

《学科》 学科全科目受講者の方の受付は両日とも8：20からとなります。

- ・作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 （5時間）
- ・運転に必要な一般的事項に関する知識 （3時間）
- ・関係法令 （1時間）
- ・修了試験 （1時間）

（学科1日目 8：50～14：55 学科2日目（試験時間含む）8：50～15：00）

免除資格①の方は1日目は8：20から、2日目は13：30から受付を致します。

《実技》 実技の日程と受付時間は学科講習日に実技日程通知書にてお知らせします。

- ・作業装置の操作 （5時間）
- ・修了試験 （1時間）

4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 (3日間)	学科9時間 修了試験1時間 実技5時間 修了試験1時間	49,500円 ※	51,700円
一部免除 (3日間)	学科5時間 修了試験1時間 実技5時間 修了試験1時間	47,300円 ※	49,500円

※建災防島根県支部会員は、教材費部分(2,200円)を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真(上半身3.0×2.4cm 裏面に氏名記載) 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し(※注意事項をご確認ください。)
- ④受講料(下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。)

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

- ⑤氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)

- ・旧姓を使用した氏名の場合
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
- ・通称の場合
住民票又はそれに類する証明書

※注意事項

受講資格等の証明について

①申込時

受講申込書に証明欄を設けていますので、事業主の証明をお願いします。

事業主の原本証明ができない方(事業主、個人受講者)は、第三者(元請・関係請負人等)の証明を証明欄をお願いします。また添付した資格等については、原本確認をいたしますので、講習当日に必ず原本をご持参ください。(確認ができない場合は受講できません。)

②講習日の自動車運転免許証の原本確認

自動車運転免許証（写し）を申込時に提出された方は、講習会の当日、原本確認をいたしますので、必ずご持参ください。

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル（受講日変更や受講者変更を含む）については、申込締切日までは受付いたします。なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・実技修了試験合格者には、当日修了証を交付します。（実技試験当日に必ず印鑑を持参してください）
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。（当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。）
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

（実技の受講について）

必ず保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴の準備をお願いいたします。
雨天の場合、雨合羽の準備もお願いします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

9. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。